

# 令和6年度川越町都市計画基礎調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、川越町（以下「甲」という）が実施する令和6年度川越町都市計画基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、「都市計画に関する基礎調査」の一環として実施するもので、都市計画の策定とその実施を適切に遂行するための重要な調査として位置づけられている。

本業務は、都市計画区域における現況の把握及び将来の見通しについて調査を実施し、都市計画に関して必要な事項を定めるための基礎的データを地理空間情報として整備することを目的とする。

### (準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるもののほか、次の適用図書及び法令等に準拠して履行する。

- (1) 都市計画法及び同施行法・施行令・施行規則
- (2) 都市計画基礎調査実施要領（国土交通省都市局）【令和3年5月】
- (3) 都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン（国土交通省都市局）【平成31年3月】
- (4) 利用・提供の観点踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料（第2版）（国土交通省都市局）【令和3年5月】
- (5) 都市計画基礎調査情報の利活用を始めよう（国土交通省都市局）【平成31年3月】
- (6) 都市計画GIS導入ガイダンス（国土交通省都市局）【平成17年3月】
- (7) 都市計画の実務に関する手引き（三重県県土整備部都市政策課）【令和5年3月】
- (8) 三重県都市計画基礎調査要領（三重県県土整備部都市政策課）【令和4年3月】
- (9) 測量業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月】（最新改定：令和5年4月）
- (10) 設計業務共通仕様書（三重県）【令和3年11月】（最新改定：令和5年4月）
- (11) 国土交通省公共測量作業規程
- (12) 川越町諸規則及び各種要綱・要領並びにその他の関係法令
- (13) 三重県共有デジタル地図製品仕様書 第2.0版
- (14) 三重県写真地図データ製品仕様書（市町共同版）

### (疑義)

第4条 本特記仕様書及び適用図書等に明示なき事項、または、疑義を生じた場合は、甲と受託者（以下「乙」という。）が協議し、乙は、監督員の指示を受けることとする。

### (管理技術者)

第5条 乙は、次の要件を満たす管理技術者を定め、甲に通知するものとする。

実務経験10年以上で測量士資格を有し、かつ過去10年以内に地方自治体における都市計画基礎調査業務について管理技術者としての実績を有する者とする。

(担当技術者)

第6条 乙は、次の要件を満たす担当技術者を定め、甲に通知するものとする。  
実務経験3年以上で測量士又は測量士補の資格を有する者とする。

(照査技術者及び照査の実施)

第7条 乙は、次の要件を満たす照査技術者を定め甲に通知するとともに照査計画を作成し、この照査計画に従い照査を実施するものとする。  
日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者資格を有する者とする。なお、管理技術者は照査技術者の資格要件を満たす場合に限り、照査技術者を兼ねることができる。

(提出書類)

第8条 乙は、甲が指定した様式により、契約締結後に次に掲げる関係書類を遅滞なく提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 照査計画書
- (3) 委託業務着手届
- (4) 工程表
- (5) その他、甲が必要と認める書類

※契約締結後14日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。

(打合せ等)

第9条 業務等着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む。）及び、設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。  
また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む。）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第10条 甲は、本業務を実施するにあたり、次の資料を貸与するものとする。なお、乙は、貸与された資料の取扱いは慎重に行い、厳重に保管するとともに必要がなくなった場合はただちに返却するものとする。

(1) 本業務で使用する数値地形図データ及び写真図データ等の元資料は、次のものとする。

『2017三重県共有デジタル地図』

- 地図情報レベル : レベル2,500（道路縁レベル1,000）及びレベル10,000
- 地形図データ規格 : XML、Shape、DM、DXF、SXF、PDF
- ファイル単位 : 国土基本図図郭
- データの品質 : 三重県共有デジタル地図製品仕様書（第2.0版）

『2020三重県写真地図データ』

- 地図情報レベル : レベル1,000
- 写真地図データ規格 : 24bitフルカラー、JPEG形式及び、TIFF非圧縮各形式で位置情報ファイルを作成済み。
- ファイル単位 : 国土基本図図郭
- データの品質 : 三重県写真地図データ製品仕様書（市町共同版）

(2) 三重県都市計画基礎調査要領（三重県県土整備部都市政策課）【令和4年3月】

- ・三重県都市計画基礎調査要領 本編
- ・三重県都市計画基礎調査要領 データベース定義書
- ・三重県都市計画基礎調査要領 オープンデータ化編

(3) 都市計画の実務に関する手引き（三重県県土整備部都市政策課）【令和5年3月】

(4) 前回及び今回の都市計画基礎調査の成果品

- ・令和5年度 三重県都市計画基礎調査（その3）業務委託
- ・令和4年度 三重県都市計画基礎調査（その2）業務委託
- ・令和3年度 三重県都市計画基礎調査業務委託
- ・令和2年度 三重県都市計画基礎調査要領改訂検討業務委託
- ・平成30年度 三重県都市計画基礎調査（その4）業務委託
- ・平成29年度 三重県都市計画基礎調査（その3）業務委託
- ・平成28年度 三重県都市計画基礎調査（その2）業務委託
- ・平成28年度 三重県都市計画基礎調査業務委託

(5) 甲が提供する資料・データ等

(工程管理及び進捗状況報告)

第11条 乙は、業務実施計画書に基づき適切な工程管理を行い、業務進捗状況を随時報告しなければならない。なお、甲より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告しなければならない。また、業務日報は、監督員が提出を要求したとき速やかに提出する。

※ 業務完了の7日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。

(品質管理)

第12条 乙は、三重県都市計画基礎調査「製品仕様書及びデータ定義書」に記載されている「データ品質」の各要素（完全性、論理一貫性、位置正確度、主題正確度）における各項目のデータ品質評価手法及び適合品質水準に基づき、品質評価を実施するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第13条 乙は、三重県業務委託共通仕様書に別記で記載された『個人情報の取扱いに関する特記事項』に従い、本業務を実施するものとする。

(成果品の瑕疵)

第14条 成果品は、甲の検査合格をもって納品されたものとする。また、納品後に成果品の瑕疵が発見された場合は乙の責により必要な修正を行うものとする。

(成果品の帰属)

第15条 本業務における成果品及び作業で作成したデータ類は、すべて甲に帰属するものとし、乙は許可なくこれを使用、流用してはならない。なお、既に他に著作権がある資料を利用した場合はこの限りではない。また、成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合には、出典名を報告書に明記する。

(その他)

第16条 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置については、以下のとおりとする。

- (1) 乙は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに甲に報告する。甲への報告は必ず文書で行うものとする。
- (3) 乙は暴力団員等により不当介入を受けたことから、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、甲と協議を行うものとする。

## 第2章 業務内容

### (業務概要)

第17条 本業務の概要は、下記のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料収集整理
- (2) 都市計画基礎調査
  - ① 土地利用現況
  - ② 未利用土地現況
  - ③ 農地現況
  - ④ 公有水面埋立地状況
- (3) 打合せ・協議

### (調査手法・実施方針)

第18条 本調査の調査方法、実施方針は以下のとおりとする。

- (1) 図化が必要となる全ての調査について、地理情報システム（GIS）を活用し、デジタル手法により作業を行い、地理空間情報を整備するものとする。
- (2) 地理空間情報データファイル（GISデータ）は、フォーマットが公開されているShapeファイルで提出すること。属性情報については、一般的に使用されているDBF形式によるものとする。また、地理空間情報の外部属性を調書類に反映することを前提とし、各項目単位にコーディングシートを作成し提出すること。
- (3) 第26条で規定する各GISビューワーで表示・出図等の際に設定する、空間参照系・線種・色調・地物シンボル・レイヤ順序の設定情報であるセットファイルも作成し、併せて提出すること。
- (4) 地理空間情報データファイルは、製品仕様書及びデータ定義書と整合を図ること。

### (調査対象範囲)

第19条 本業務の調査対象範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 都市計画区域872ha
- (2) 市街化区域（用途地域）640ha 市街化調整区域232ha
- (3) 都市計画区域に編入を検討する区域0ha

### (調査項目)

第20条 本業務の調査項目は、次のとおりとする。

#### ■調査項目一覧表

調査項目		調 書		図 面		対象範囲
1	土地利用現況	○	土地利用現況調書 非可住地調書	○	土地利用現況図 【縮尺1/10000】	都市計画区域
		○	ゾーン別人口調書			都市計画区域
2	未利用土地現況	○	未利用土地調書	○	未利用土地図 【縮尺1/10000】	市街化区域又は用途地域
3	農地現況	○	農地現況調書	○	農地現況図 【縮尺1/10000】	市街化区域又は用途地域
4	公有水面埋立地状況	○	公有水面埋立地状況調書	○	公有水面埋立地状況図 【縮尺1/10000】	都市計画区域

(調査の時点)

第21条 調査の時点は、貸与する写真地図データの撮影時点に準ずる。

(計画準備・資料収集整理)

第22条 業務の目的を踏まえ、各行程の検討、作業計画・照査計画の立案等を行い、業務計画書として甲に提出する。

また、乙は、甲及び関係機関より、貸与資料をはじめ、本業務に必要な資料及びデータを収集整理するものとする。

(調査内容)

第23条 本業務の調査内容は、以下のとおりとする。

(1) 土地利用現況

都市計画区域を対象に土地利用の現況について、土地利用分類表に従い土地利用の現況を把握し、土地利用現況調書、非可住地調書及び土地利用現況図(1/10,000)を作成する。また、算出した可住地面積より可住地人口密度を算出し、ゾーン別人口調書を作成する。なお、調査は以下の方法により行うものとする。

- ① 最新の三重県共有デジタル地図をベース図として、前回調査結果や航空写真オルソ画像、既存資料などを利用し土地利用分類表に従い土地利用現況の調査を行う。
- ② 住宅や商業施設などの宅地については、建物用途別現況の調査結果と整合を図るものとする。
- ③ 机上調査で確認できない土地利用については、現地調査にて確認を行うものとする。
- ④ 調査結果について、区域区分(用途地域)、調査ゾーンごとに空間解析処理による土地利用面積の集計を行う。なお、行政区域や区域区分などの面積の集計にあたっては、公表値に合わせるものとする。
- ⑤ 作成する図形データ(Shape形式)は、調査ゾーン境界によらない土地利用単位の一団のデータと、調査ゾーン境界により分割した面積集計用のデータの2種類を作成する。

(2) 未利用土地現況

土地利用現況図より市街化区域又は用途地域内の未利用地の分布状況を把握し、未利用土地調書、未利用土地図(1/10,000)を作成する。

(3) 農地現況

土地利用現況図より、市街化区域又は用途地域内の農地の分布状況を規模別に把握し、農地現況調書、農地現況図(1/10,000)を作成する。

(4) 公有水面埋立地状況

都市計画区域を対象に、公有水面埋立申請書等の資料より公有水面の埋立により新たに土地となった区域の分布状況を把握し、公有水面埋立地状況調書、公有水面埋立地状況図(1/10,000)を作成する。

(打合せ・協議)

第24条 打合せ・協議は、原則、川越町役場内で実施することとし、その全ての回数を3回として、中間打合せを3回とする。

### 第3章 成果品

(成果の提出)

第25条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。なお、成果品は県提出用と「甲」保管用の2部作成する。

(1) 都市計画基礎調査結果調書出力 2部(県、「甲」保管用)

- ① 土地利用現況調書
- ② 非可住地調書
- ③ ゾーン別人口調書
- ④ 未利用土地調書
- ⑤ 農地現況調書
- ⑥ 公有水面埋立地状況調書

(2) 都市計画基礎調査結果図面出力 2部(県、「甲」保管用)

- ① 土地利用現況図(1/10,000)
- ② 未利用土地図(1/10,000)
- ③ 農地現況図(1/10,000)
- ④ 公有水面埋立地状況図(1/10,000)

(3) 上記の調書データ(Excel形式)、図面データ(Shape形式、PDF形式及び図面作成時に使用したオリジナルファイル:レイヤ設定や図面凡例を含むもの)及びデータ定義書(CDR) 2枚(県、「甲」保管用)

※電子記憶媒体で提出する成果の仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアルによるものとする。

(GISデータのビューワーデータセット)

第26条 ビューワーとして利用を予定している製品は次のとおりであるが、製品の選定にあたっては監督員と協議を行うこととする。

- (1) ESRI社製 ArcReader及びArcGIS Explorer
- (2) CadCorp社製 SIS Map Reader

(3) 三重県簡易統合型GISソフトウェア「M-GIS」

(出典及び調査時点の明記)

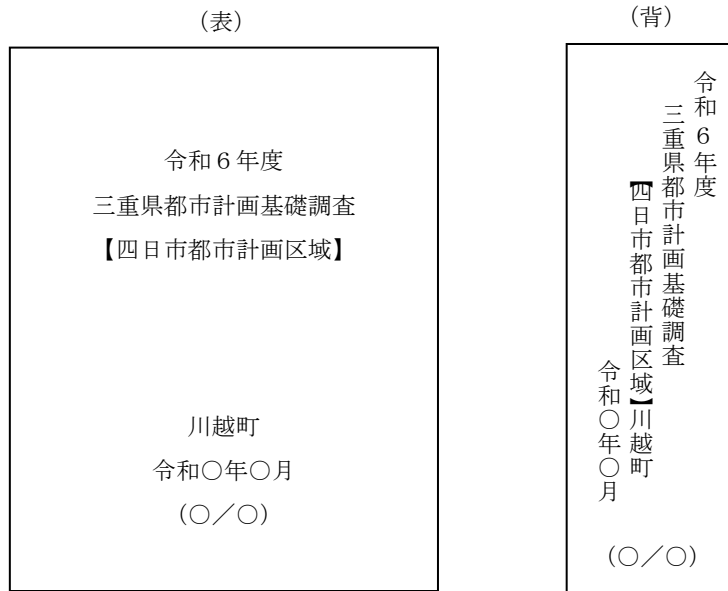
第27条 調書及び図面の作成にあたっては、使用した資料の名称及び調査時点を明記することとする。

(提出様式)

第28条 成果品の提出様式は、原則A4サイズのファイルに調書と図面及び電子媒体（調書・図面データ等）を綴じ込み、提出する。

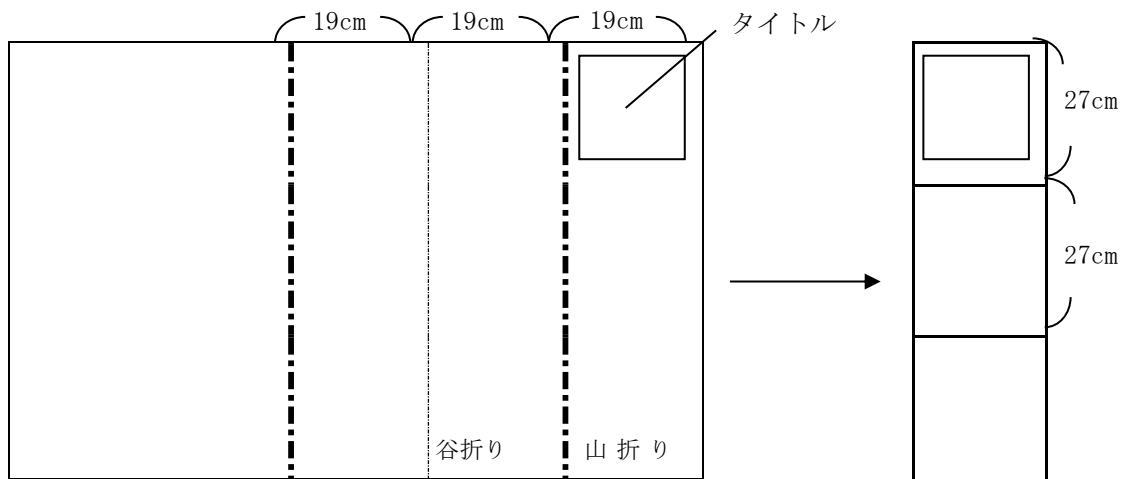
(1) 報告書

A4サイズで出力した調書をファイルに綴じ込み、提出する。なお、表紙、背表紙のタイトルは、以下のとおりとする。



(2) 図面

保管用図面は、タイトルをつけて折りたたみ、所定のインデックスをつけてA4版の図面袋に入れて作成する。



図面の折り方

令和6年度 三重県都市計画基礎調査	
市町村名	川越町（四日市都市計画区域）
図面名称	
枚数	全○枚中の○枚目
縮尺	1/○,○○○

図面タイトルの様式



(3) 電子データ

作成したデータは、CD-Rに納め、調書のファイルと一緒に綴じ込んで作成する。



CD-Rラベル作成例

(納期)

第29条 本業務に係る成果品の納期は、契約締結の日から令和7年2月28日までとする。

(納品場所)

第30条 本業務の納品場所は、川越町役場企画情報課とする。